

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市防災会議条例の一部改正
 (自治防災課) 4
- 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
 (自治防災課) 4
- 亀岡市新火葬場整備検討審議会条例の一部改正
 (環境政策課) 5
- 亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
 (都市計画課) 5
- 亀岡市地域公共交通会議条例
 (政策交通課) 11
- 亀岡市上下水道事業経営審議会条例の一部改正
 (総務・経営課) 12

—— 規 則 ——

- 出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則の一部改正
 (ふるさと創生課) 13

—— 告 示 ——

- 平成29年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率
 (保険医療課) 14
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 14
- 市道路線の区域変更に関する告示
 (土木管理課) 15

- 市道路線の供用開始に関する告示
 (土木管理課) 16
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 17
- 亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱の一部改正
 (ものづくり産業課) 18
- 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の委任
 (総務課) 18
- 公示送達 (税務課) 19
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 20
- 公示送達 (保険医療課) 21
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 22
- 亀岡市地域公共交通会議設置要綱の廃止
 (政策交通課) 22
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 22
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 23
- 亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正
 (教育総務課) 23

—— 公 告 ——

- 都市計画法に関する工事完了の公告
 (都市計画課) 24
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課) 24
- 農用地利用集積計画の縦覧
 (農林振興課) 25

○亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 26

○路上の放置物件の撤去 (土木管理課) 28

○一般競争入札 (条件付き) の執行
(契約検査課) 29

○一般競争入札 (条件付き) にかかる特
定建設工事共同企業体の公募
(契約検査課) 32

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 規 則 ——

○亀岡市放課後児童健全育成事業の実施
に関する条例施行規則の一部改正 39

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請
求及び合併協議会設置の請求に要する
有権者総数の50分の1の数 41

○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の
解職請求に要する有権者総数の3分の
1の数 41

○合併協議会設置協議について選挙人の
投票に付する請求に要する有権者総数
の6分の1の数 41

○選挙人名簿抄本閲覧の状況 41

○在外選挙人名簿抄本閲覧の状況 46

公布された条例のあらまし

亀岡市防災会議条例の一部を改正
する条例要綱

- 1 本市の防災及び減災対策の充実を図ることを目的とし、幅広い分野から意見を聴取するため、亀岡市防災会議の委員を拡充し、その定数を増やすこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市消防団員等公務災害補償条
例の一部を改正する条例要綱

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償の補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額及び加算対象の区分を改正することとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用することとした。

亀岡市新火葬場整備検討審議会条
例の一部を改正する条例要綱

- 1 新火葬場の整備構想等について検討するに

あたり、社会環境の変化を踏まえ、より広く市民から意見を取り入れるため、亀岡市新火葬場整備検討審議会の委員を拡充し、その定数を増やすこととした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 建築基準法の規定に基づき、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、亀岡駅北地区地区整備計画区域内における建築物の制限に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市地域公共交通会議条例要綱

- 1 地域住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等について協議するため、市長の附属機関として、亀岡市地域公共交通会議を設置することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の調査及び審議の対象とする事業に、地域下水道事業を加えることとした。
- 2 審議会の委員を、15人以内とすることとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。

条 例

亀岡市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第18号

亀岡市防災会議条例の一部を改正する条例

亀岡市防災会議条例（昭和38年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項に次の1号を加える。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

第3条第6項中「35人」を「40人」に改め、同条第7項中「及び第7号」を「、第7号及び第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第19号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年亀岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については一人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）第5条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3 改正前の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定に基づき、平成29年4月1日からこの条例の施行日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

「揭示済」

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第20号

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例の一部を改正する条例

亀岡市新火葬場整備検討審議会条例（平成26年亀岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「20人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第21号

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年亀岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

亀岡駅北地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南丹都市計画亀岡駅北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------------	--

別表第2に次のように加える。

亀岡駅北地区地区整備計画区域	住宅ゾーン①	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 専用住宅（法別表第2(イ)項第1号に規定する「住宅」をいう。ただし、3戸建て以上の長屋を除く。）</p> <p>(2) 住宅で令第130条の3第6号に規定する学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設及び第7号に規定するアトリエ又は工房の用途に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満、かつ、50平方メートル以内のものを兼ねるもの（3戸建て以上の長屋を除く。）</p> <p>(3) 幼稚園</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 図書館</p> <p>(6) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</p> <p>(7) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(8) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(9) 地区集会所その他これらに類するもの</p> <p>(10) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）</p>	100平方メートル ただし、地区集会所その他これらに類するものに該当する建築物の敷地については、適用しない。	9メートル	<p>0.75メートル</p> <p>ただし、敷地境界線のうち次の各号に掲げる敷地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 敷地（道路に接する敷地境界線の長さが敷地境界線の全長の3分の1を超える敷地を除く。）の前面道路の反対側の敷地境界線 1メートル</p> <p>(2) 計画図に表示する道路幅員が6メートルを超える袋小路に用いる転回広場に接する道路境界線 0.5メートル</p>
	住宅ゾーン②	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 専用住宅（法別表第2(イ)項第1号に規定する「住宅」をいう。）</p> <p>(2) 住宅で令第130条の3第6号に規定する学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設及び第7号に規定するアトリエ又は工房の用途に供する部分の床</p>	100平方メートル ただし、地区集会所その他これらに類するものに該当する建築物の敷地については、適用しない。		<p>1メートル</p> <p>ただし、敷地境界線のうち道路境界線（道路の隅切部分を除く。）に限る。</p>

		<p>面積の合計が、延べ面積の2分の1未満、かつ、50平方メートル以内のものを兼ねるもの</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(4) 店舗、飲食店その他これらに類する令第130条の5の3に規定する用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの</p> <p>(5) 事務所でその用途の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 幼稚園</p> <p>(7) 診療所</p> <p>(8) 図書館</p> <p>(9) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物</p> <p>(10) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(11) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(12) 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>(13) 病院</p> <p>(14) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(15) 自動車教習所で床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの</p> <p>(16) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>(17) 住宅で令第130条の5の2第4号に規定する自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(18) 地区集会所その他これらに類するもの</p> <p>(19) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5の5に規定するものを除く。）</p>			
	<p>商業ゾーン ①</p>	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>	<p>500平方メートル</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当す</p>		

		<p>(2) 法別表第2(ち)項第2号から第3号に規定するもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</p> <p>(6) 法別表第2(と)項第3号に規定する事業を営む工場</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(8) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(9) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）</p>	<p>る建築物の敷地については、適用しない。</p> <p>(1) 地区集会所その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公共用歩廊及び令第145条第2項及び第3項で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認め許可したもの</p>	
	<p>商業ゾーン②</p>	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) 法別表第2(ち)項第2号から第3号に規定するもの</p> <p>(3) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</p>	<p>100平方メートル</p> <p>ただし、地区集会所その他これらに類するものに該当する建築物の敷地については、適用しない。</p>	

		<p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(5) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(6) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を収蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）</p>			
<p>商業ゾーン ③</p>		<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) 法別表第2(ち)項第2号から第3号に規定するもの</p> <p>(3) 自動車教習所</p> <p>(4) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 令第130条の7に規定する規模の畜舎（犬、猫、小鳥等の小動物を飼育・展示・販売しているペットショップ、ペット美容院、ペットホテル、動物病院・診療所その他これらに類するもので畜舎の用途に供するものを除く。）</p> <p>(6) 法別表第2(と)項第3号に規定する事業を営む工場</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供する建築物</p> <p>(8) 葬儀場（日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物をいう。）</p> <p>(9) 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死体を焼却する設備を有する施設、動</p>	<p>500平方メートル</p> <p>ただし、公共用歩廊及び令第145条第2項及び第3項で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したものに該当する建築物の敷地については、適用しない。</p>		

		<p>物の死体を埋葬し、若しくは焼骨を埋蔵する施設、動物の焼骨を取蔵する施設又はこれらを併せ有する施設（専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。）</p> <p>(10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理の用途に供する建築物及び工作物（工場その他の建築物に附属するもので、専ら当該建築敷地内の施設において生じた廃棄物の処理を行うものを除く。）</p>			
--	--	---	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市地域公共交通会議条例をここに公布する。

平成29年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第22号

亀岡市地域公共交通会議条例

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、亀岡市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 公共交通計画の策定並びに事業の実施及び変更の協議に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者又は組織を代表する者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者
- (2) 地域住民の代表
- (3) 利用者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動

車の運転者が組織する団体

- (5) 近畿運輸局京都運輸支局
- (6) 京都府南丹土木事務所
- (7) 亀岡警察署
- (8) 市長が指名する職員
- (9) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、まちづくり推進部において行う。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、交通会

議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第23号

亀岡市上下水道事業経営審議会条例の一部を改正する条例

亀岡市上下水道事業経営審議会条例（平成11年亀岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公営企業法全部適用事業」を「上下水道事業（水道事業及び下水道事業（亀岡市地域下水道条例（平成13年亀岡市条例第18号）第2条に規定する地域下水道に係る事業を含む。）をいう。以下同じ。））」に改める。

第2条中「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。））」を「市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。））」に、「上水道事業及び公共下水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第3条第1項中「22人」を「15人」に改

め、同条第2項中「管理者」を「市長」に改める。

第4条第1項及び第8条中「管理者」を「市長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

規 則

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第18号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則（平成29年亀岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を次のように改正する。

別表中15の項を削り、16の項を15の項とし、17の項から42の項までを1項ずつ繰り上げる。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

第2条 出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を次のように改正する。

別表中41の項を42の項とし、1の項から40の項までを1項ずつ繰り上げ、2の項の前に次の1項を加える。

1 婚活支援事業の参加料の 収納	ふるさと創生課 長	ふるさと創生課 担当職員	
---------------------	--------------	-----------------	--

附則中「第2条の規定は」の次に「同年6月25日から、第3条の規定は」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第155号

平成29年度亀岡市国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定したので、亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）第16条第3項、第16条の6の5第3項及び第16条の10第3項の規定により告示する。

平成29年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の8.60
被保険者均等割	26,500円
世帯別平等割	23,500円
世帯別平等割半額	11,750円
世帯別平等割4分の3額	17,630円

2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.70
被保険者均等割	8,500円
世帯別平等割	7,500円
世帯別平等割半額	3,750円
世帯別平等割4分の3額	5,630円

3 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の3.00
被保険者均等割	10,000円
世帯別平等割	6,000円

「揭示済」

亀岡市告示第156号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年6月6日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町あせび区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西躰 進

2 変更年月日

平成29年5月13日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第157号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成29年6月6日から平成29年6月20日まで一般の縦覧に供する。

平成29年6月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 (1) 路線番号 02020
- (2) 路線名 南掛栢原線
- (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市東別院町鎌倉木坂7番3先から 亀岡市東別院町鎌倉木坂12番3先まで	前	3.40m	5.50m	変更後路線幅員 最小 4.20m 最大 16.60m
	後	6.60m	16.60m	
亀岡市東別院町鎌倉木坂7番3先から 亀岡市東別院町鎌倉木坂12番3先まで	後	6.60m	16.60m	変更後路線延長 2,854.34m

- 2 (1) 路線番号 02026
- (2) 路線名 湯谷区道線
- (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市東別院町湯谷岳山55番1先から 亀岡市東別院町湯谷大谷1番1先まで	前	3.00m	5.10m	変更後路線幅員 最小 3.00m 最大 27.11m
	後	9.70m	27.11m	
亀岡市東別院町湯谷岳山55番1先から 亀岡市東別院町湯谷大谷1番1先まで	後	9.70m	27.11m	変更後路線延長 974.77m

- 3 (1) 路線番号 06079
 (2) 路線名 湯ノ花温泉線
 (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市葎田野町佐伯大門12番1先から 亀岡市葎田野町佐伯大門2番2先まで	前	6.90m 8.00m	182.00m	変更後路線幅員 最小 6.89m 最大 34.00m
亀岡市葎田野町佐伯大門12番1先から 亀岡市葎田野町佐伯大門2番2先まで	後	9.10m 14.80m	182.00m	変更後路線延長 2,626.21m

- 4 (1) 路線番号 15058
 (2) 路線名 小口線
 (3) 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市千歳町千歳上ン所48番1先から 亀岡市千歳町千歳上ン所39番1先まで	前	3.40m 4.66m	40.00m	変更後路線幅員 最小 3.30m 最大 6.04m
亀岡市千歳町千歳上ン所48番1先から 亀岡市千歳町千歳上ン所39番1先まで	後	5.00m 5.50m	40.00m	変更後路線延長 348.74m

「揭示済」

亀岡市告示第158号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成29年6月6日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成29年6月6日から平成29年6月20日まで一般の縦覧に供する。

平成29年6月6日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
02020	南掛栢原線	亀岡市東別院町南掛谷田口5番の4先 ----- 亀岡市東別院町鎌倉垂永14番の3先	2,854.34m	4.20m ~ 16.60m
02026	湯谷区道線	亀岡市東別院町湯谷西条23番先 ----- 亀岡市東別院町湯谷岳山73番先	974.77m	3.00m ~ 27.11m
06079	湯ノ花温泉線	亀岡市蕪田野町佐伯浦亦24番の1先 ----- 亀岡市蕪田野町芦ノ山流田5番の5先	2,626.21m	6.89m ~ 34.00m
15058	小口線	亀岡市千歳町千歳溝川45番の3先 ----- 亀岡市千歳町千歳中谷山9番の5先	348.74m	3.30m ~ 6.04m

「揭示済」

亀岡市告示第159号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成29年6月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- | | |
|--------------|---|
| 1 撤去した理由 | 亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。 |
| 2 撤去した区域 | J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
J R 並河駅前自転車放置禁止区域
J R 千代川駅前自転車放置禁止区域 |
| 3 撤去した日時 | 平成29年6月7日（水）午後1時～午後3時 |
| 4 撤去し、保管した台数 | 1台 |
| 5 保管場所 | J R 馬堀駅前自転車等駐車場 |

- 6 保管期間 告示の日から3箇月間
- 7 返還期間
月曜日～土曜日 午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
 - ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
 - ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
 - ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置
保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第160号

亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱（平成25年亀岡市告示第57号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月8日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条第1項中「300,000円」を「200,000円」に改め、同条第3項中「80,000円」を「100,000円」に改める。

別記第1号様式の別紙中「300,000円」を「200,000円」に、「80,000円」

を「100,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年10月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱は、平成29年4月1日以後に雇用された対象労働者に係る助成金について適用し、平成29年3月31日までに雇用された対象労働者に係る助成金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第161号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定により、平成29年6月12日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとした。

なお、本市に設置されている執行機関から同機構への同事務の委任も含む。

平成29年6月12日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第162号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年6月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 平成29年度 全期分 軽自動車税

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年6月20日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町西山区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小谷 充

2 変更年月日

平成29年4月28日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第164号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年6月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成28年度 第10期分	国民健康保険料	省略	省略
2	更正通知	平成27年度	国民健康保険料	省略	省略
3	更正通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成27年度 過年度1期分	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成28年度 随時第1期分	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成28年度 第9期分	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成28年度 第10期分	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成28年度 第10期分	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成28年度 第10期分	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成28年度 第10期分	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成28年度 第10期分	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成29年6月26日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町万願寺区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中島 和也

2 変更年月日

平成29年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第166号

亀岡市地域公共交通会議設置要綱（平成19年亀岡市告示第43号）は、廃止する。

平成29年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市告示第167号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成29年6月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成29年6月27日（火）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 7台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転

車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第168号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年6月28日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1904-72019

- 1 当該者生年月日
昭和62年3月26日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成28年4月1日
- 4 無効になる日
平成29年6月28日

「揭示済」

亀岡市告示第169号

亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和48年亀岡市告示第30号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「私立幼稚園の設置者」を「私立幼稚園に通う児童の保護者（以下「保護者」という。）の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興及び充実を図るため、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）」に改める。

第2条第1項中「私立幼稚園の設置者が、」を「市長は、設置者が」に改め、「おいて」の次に「保護者に対し、」を加え、同項の表1中「年額290,000円」を「年額308,000円」に、「年額115,200円」を「年額139,200円」に、「年額211,000円」を「年額223,000円」に改め、「住宅借入金等」の前に「地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7の規定による寄附金控除、同法第314条の8の規定による外国税額控除、同法附則第5条第3項の規定による配当控除及び同法附則第5条の4第6項の規定による」を加え、同項の表2中「年額290,000円」を「年額308,000円」に、「年額211,000円」を「年額223,000円」に改め、「住宅借入金等」の前に「地方税法第314条の7の規定による寄附金控除、同法第314条の8の規定による外国税額控除、同法附則第5条第3項の規定による配当控除及び同法附則第5条の4第6項の規定による」を加え、同項の表3中「年額217,000円」を「年額272,000円」に改め、「住宅借入金等」

の前に「地方税法第314条の7の規定による寄附金控除、同法第314条の8の規定による外国税額控除、同法附則第5条第3項の規定による配当控除及び同法附則第5条の4第6項の規定による」を加え、同条第3項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第4項中「以下「補助対象保護者」という」を「以下この項において「補助対象保護者」という」に改める。

第3条中「私立幼稚園の設置者は、」を「保護者は、設置者に対して減免の申出を行い、設置者は、当該申出を取りまとめた上」に改める。

第4条第1項中「私立幼稚園の」を削り、同条第2項中「私立幼稚園の設置者は」を「設置者は、当該決定を保護者に通知し」に改める。

第5条第1項中「私立幼稚園の」を削り、同条第2項中「補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、」を「設置者は、補助を受けた保護者から」に改め、「別記第5号様式」を」の次に「受領し、」を加える。

別記第3号様式中「住宅借入金等特別税額控除」を「税額控除」に、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成29年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第37号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

平成29年6月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23の77、23の81の一部
 （関連区域）
 亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目23の76の一部、2丁目23の78の一部、23の79の一部、23の82の一部、30の一部、3丁目23の93の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 亀岡市大井町南金岐尾垣内9
 株式会社三煌産業

「揭示済」

亀岡市公告第38号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に

意見書を提出することができる。

平成29年6月12日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
大井町並河3丁目の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成29年6月12日から
平成29年6月26日まで

「揭示済」

亀岡市公告第39号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成29年6月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
平成29年6月13日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第40号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

平成29年6月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 募集職種及び採用予定人数

試験区分	行政 (かめおか・未来・チャレンジ方式)
	土木Ⅰ(上級)
採用予定人数	若干名

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

行政(土木Ⅰ)(上級)

昭和57年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を含む。)において土木工学に関する課程を修めた人、又は平成30年3月31日までに修める見込みの人

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 1次試験

(1) 方法

集団討論試験、論文試験

(2) 日時・場所

平成29年7月23日(日)午前8時50分から『亀岡市役所』において行う。

(3) 1次試験合格発表

平成29年7月下旬に通知する。

4 2次試験

(1) 方法

面接試験（人物能力や意欲等についての個別面接による試験）

(2) 日時・場所

平成29年8月上旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所、提出書類等については、1次試験合格者に通知する。

5 最終合格発表

平成29年8月下旬（予定）に通知する。

6 採用

この試験の合格者は、職種ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成30年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は、平成31年4月1日までとする。

7 給与

（平成29年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

区分	土木
大学卒	188,892円
短大卒	168,328円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合などは、基準により初任給に加算されることがある。

8 受験手続及び受付期間

(1) 申込（郵送のみ）

ア 申込みは、申込書、自己紹介書及び職務経歴書（職務経験がある人のみ）に必要な事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、郵送で亀岡市市長公室人事課に提出することとする。

イ 申込みを行う際は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書し、申込書等（申込書、自己紹介書、職務経歴書）と返信用封筒（82円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付すること。

ウ 身体に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

(2) 受付期間

申込みは、締切日を平成29年6月30日（金）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

9 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話(0771)22-3131(市役所代表)…(内線2934)

電話(0771)25-5016(人事課直通)

URL : <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第41号

路上の放置物件の撤去

次の物件は、道路法(昭和27年法律第180号)第43条に違反し、不法占用物件として市民生活及び道路管理上支障となっている。

物件の占有者等は、平成29年7月3日までに物件を撤去し、道路を原状に回復するよう、道路法第71条第1項の規定により命ずる。

もし、期日までに撤去されない場合は、同法第71条第3項の規定により、市で撤去の上処分する。

平成29年6月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 市道名 市道保津川団地1・3号線
- 2 場 所 亀岡市北河原町1丁目 地内
- 3 物件名 ホンダ フィット 青 (京都500 は ・351)
スズキ アルトエポ 青 (京都50 の 4511)

「揭示済」

亀岡市公告第42号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成29年6月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 上施工第1号
- (2) 工事名 千代川浄水場受電設備等更新工事
- (3) 工事場所 亀岡市千代川町地内
- (4) 工事種別 電気工事
- (5) 工事概要
- | | | |
|-----------------|----|-----|
| ○受電設備更新 | 1式 | |
| 柱上気中負荷開閉器更新 | | 1台 |
| 高圧受電設備更新（引込盤他） | | 14面 |
| ○既設盤更新 | 1式 | |
| 無停電電源装置更新 | | 1台 |
| 送水ポンプ操作盤更新（屋外用） | | 1面 |
| 既設送水ポンプ盤内機器更新 | | 6面 |
| 既設遠方監視装置機能増設 | | 1式 |
| 既設中継リレー盤改造 | | 1式 |
- (6) 予定価格（税込） 179,366,400円
【入札書比較価格（税抜） 166,080,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から平成30年1月31日
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同

時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 有
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成29年度において、亀岡市競争入札参加資格者名簿（工事）に登録されており、京都府内に本店、支店又は営業所があり、亀岡市内業者にあつては、特定建設業の許可を受け、電気種目の希望順位が1位である者、亀岡市外業者にあつては、特定建設業の許可を受け、電気種目の総合評定値が1,000点以上の者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成29年6月21日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成29年6月21日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成29年6月29日（木） 午前9時から午後5時まで 平成29年6月30日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成29年7月3日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成29年6月28日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成29年7月4日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成29年7月6日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成29年7月10日（月） 午前9時から午後5時まで 平成29年7月11日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成29年7月12日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制

限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第43号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成29年6月30日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 **【合冊入札】**
28人権第1号
29人権第1号
- (2) 工事名 亀岡市立保津文化センター大規模改修工事
亀岡市保津児童館大規模改修工事
- (3) 工事場所 亀岡市保津町貳番地内
- (4) 工事種別 建築一式工事

- (5) 工事概要 **【亀岡市立保津文化センター大規模改修工事】**
- ・保津文化センター耐震補強及び大規模改修工事
 - ①施設概要
 - 用 途：文化センター
 - 構造・規模：RC造 2階建て
 - 延 べ 面 積：702.42㎡
 - ②工事概要
 - 1) 耐震補強工事 一式
RC造耐震壁増設・開口閉鎖・荷重軽減 各1箇所
 - 2) 内外装大規模改修工事 一式
内装仕上げ改修、外壁塗装替、他
 - 3) 昇降機設置工事（増築設備） 一式
ロープ式（機械室なし） 11人乗り
 - 4) 玄関ポーチ・外構工事
歩行者用スロープ設置、玄関ポーチ部床改修 他
- 【亀岡市保津児童館大規模改修工事】**
- ・保津児童館耐震補強及び大規模改修工事
 - ①施設概要
 - 用 途：児童館
 - 構造・規模：RC造 平屋建て
 - 延 べ 面 積：325.50㎡
 - ②工事概要
 - 1) 耐震補強工事 一式
荷重軽減 1箇所
 - 2) 内外装大規模改修工事 一式
内装仕上げ改修、外壁塗装替、他
便所改修工事（全面改修 1箇所）
- (6) 工 期 28人権第1号 契約日の翌日から平成30年1月15日まで
29人権第1号 契約日の翌日から平成30年1月15日まで
- (7) 部 分 払 無
- (8) 前 金 払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払
をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表に
より工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事
に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が
請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定さ
れた場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証
が必要）が請求できる。

- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

- ア 平成29年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された2者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。
- イ 共同企業体は、自主結成とする。
- ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が、30パーセント以上の出資比率であるものとする。
- エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

- ア 平成29年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。
- イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が6,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。
- ウ 出資比率が、構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

- ア 平成29年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。
- イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

(4) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「○
○・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成29年6月30日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成29年6月30日（金）午後3時から なお、設計図書（図面）は、 平成29年6月30日（金）午後3時から 平成29年7月21日（金）午後5時15分まで （閉庁日・閉庁時間は除く。）	共通事項2のとおり ※設計図書（図面） 亀岡市役所3階契約検査課において、平成29

			年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定されたものに配布
入札参加資格確認申請書等の受付	平成29年7月10日（月） 午前9時から午後5時まで 平成29年7月11日（火） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成29年7月13日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知		
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成29年7月7日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 平成29年7月14日（金）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成29年7月19日（水） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	平成29年7月24日（月） 午前9時から午後5時まで 平成29年7月25日（火） 午前9時から午後4時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表： 平成29年7月25日（火）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 平成29年7月27日（木）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	平成29年7月28日（金）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	平成29年7月28日（月）午前10時	平成29年7月31日（月）午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	平成29年7月31日（月）午前9時から午後3時まで	平成29年8月1日（火）午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	平成29年7月31日（月）午後3時以降	平成29年8月1日（火）午後3時以降	電子入札システムによる

※ 設計図書（図面）については、平成29年6月30日（金）午後3時から平成29年7月21日（金）午後5時15分までの間（閉庁日・閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、平成29年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者に配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格の合計金額以下で最低制限価格の合計金額以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できずとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

任免及び辞令

國代一祥

亀岡市休日急病診療所薬剤師に委嘱します

平成29年6月1日

茨木國夫

山内勇

(各通)

鈴木裕子

海老原睦

亀岡市循環型社会推進審議会委員に委嘱します

任期は平成29年9月30日までとします

櫻井邦男

(各通)

野田幸秀

長沢美香

石山秀和

亀岡市循環型社会推進審議会委員の委嘱を解きます

平成29年6月6日

俵知可

亀岡市休日急病診療所薬剤師に委嘱します

平成29年6月12日

教育委員会欄

規則

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月1日

亀岡市教育委員会教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第5号

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成21年亀岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

亀岡川東学園放課後児童会	亀岡市馬路町野堀1番地7
保津小学校放課後児童会	亀岡市保津町式番11番地1
つつじヶ丘小学校放課後児童会	亀岡市西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地
城西小学校放課後児童会	亀岡市余部町前川原46番地
詳徳小学校放課後児童会	亀岡市篠町柏原田中3番地1
南つつじヶ丘小学校放課後児童会	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号

」

を

「

保津小学校放課後児童会	亀岡市保津町構ノ内53番地
つつじヶ丘小学校放課後児童会	亀岡市西つつじヶ丘霧島台1丁目1番地
城西小学校放課後児童会	亀岡市余部町前川原46番地
詳徳小学校放課後児童会	亀岡市篠町柏原田中3番地1
南つつじヶ丘小学校放課後児童会	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目28番1号
亀岡川東学園放課後児童会	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4

」

に改める。

附則第2項の表中

「

川東小学校放課後児童会	亀岡市馬路町野堀1番地7
保津小学校放課後児童会	亀岡市保津町式番11番地1

」

を

「

大井小学校第1放課後児童会	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
大井小学校第2放課後児童会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号
保津小学校放課後児童会	亀岡市保津町構ノ内53番地
詳徳小学校放課後児童会	亀岡市篠町柏原田中3番地1
亀岡川東学園放課後児童会	亀岡市馬路町溝ノ上14番地の4

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第2項の表中大井小学校第1放課後児童会、大井小学校第2放課後児童会及び詳徳小学校放課後児童会の改正規定は、平成29年7月1日から施行する。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第11号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1,504人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第12号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

25,060人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成29年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12,530人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1	閲覧年月日	平成28年6月8日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	余部町、宇津根町、河原町、安町
2	閲覧年月日	平成28年6月10日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	北河原町1丁目、北河原町2丁目
3	閲覧年月日	平成28年6月13日 平成28年6月14日 平成28年6月17日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	北河原町1丁目、北河原町2丁目、安町、余部町、河原町、宇津根町
4	閲覧年月日	平成28年8月23日
	閲覧申出者の氏名	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都中央区日本橋本町2-7-1
	閲覧目的の概要	政治・選挙に関する学術研究
	委託者	学校法人龍谷大学 社会学部長 村井 龍治
	閲覧に係る選挙人の範囲	18～74歳 昭和16年10月2日から平成10年10月1日までに生まれた女性有権者80人 対象地区：篠町見晴1～6丁目、新町、本町、柳町、塩屋町、紺屋町、呉服町、京町、荒塚町1～3丁目、西町、北町、突抜町、東堅町、西堅町

5	閲覧年月日	平成28年9月5日 平成28年9月6日
	閲覧申出者の氏名	田中 豊
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	本梅町、宮前町、東本梅町、蕨田野町、吉川町
6	閲覧年月日	平成28年9月6日 平成28年9月7日
	閲覧申出者の氏名	田中 豊
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	曾我部町
7	閲覧年月日	平成28年9月23日 平成28年9月28日
	閲覧申出者の氏名	田中 豊
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	曾我部町
8	閲覧年月日	平成28年10月12日
	閲覧申出者の氏名	田中 豊
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	————
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	————
	閲覧に係る選挙人の範囲	曾我部町

9	閲覧年月日	平成28年10月14日
	閲覧申出者の氏名	田中 豊
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	曾我部町
10	閲覧年月日	平成28年10月19日
	閲覧申出者の氏名	田中 豊
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	曾我部町
11	閲覧年月日	平成28年10月12日 平成28年10月13日 平成28年10月14日 平成28年10月17日 平成28年10月18日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	大井町全域
12	閲覧年月日	平成28年10月19日 平成28年10月20日 平成28年10月21日 平成28年10月24日 平成28年10月26日 平成28年10月27日 平成28年10月28日
	閲覧申出者の氏名	並河 愛子
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	大井町全域

13	閲覧年月日	平成28年11月4日
	閲覧申出者の氏名	馬場 隆
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	西つつじヶ丘
14	閲覧年月日	平成28年11月25日
	閲覧申出者の氏名	馬場 隆
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	西つつじヶ丘
15	閲覧年月日	平成28年12月8日
	閲覧申出者の氏名	馬場 隆
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	西つつじヶ丘
16	閲覧年月日	平成29年1月25日
	閲覧申出者の氏名	馬場 隆
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	_____
	閲覧目的の概要	政治活動
	委託者	_____
	閲覧に係る選挙人の範囲	西つつじヶ丘五月台2丁目、美山台1丁目、美山台2丁目

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第15号

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2の規定により準用する公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年6月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

在外選挙人名簿抄本の閲覧は、なかった。

「揭示済」